

証券コード 9425
(発送日) 2026年1月15日
(電子提供措置開始日) 2026年1月9日

株 主 各 位

大阪市北区天満橋一丁目8番30号
O A P タワ ー 9 階

ReYuuJapan株式会社

代表取締役社長 重富 崇史

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.reyuu-japan.com/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース一覧へ」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpfFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に

「ReYuu Japan」または「コード」に当社証券コード「9425」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年1月29日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月30日（金曜日）午後1時

2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

Room C

3. 目的事項

報告事項 第38期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）

事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

第9号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

(添付書類)

事 業 報 告

（自 2024年11月1日）
（至 2025年10月31日）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2024年11月1日から2025年10月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が緩やかな回復基調を支える一方で、米国の通商政策や、物価上昇が個人消費に及ぼす影響、金融資本市場の変動等に依然として注意が必要な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、半導体供給の正常化が進む一方、為替動向の影響もあり、新品端末の価格は依然として高止まりの状況にあります。こうした環境下で、世代間の性能差が縮小する中、実用性とコストパフォーマンスを重視する消費者が増加しており、手頃な価格で入手できるリユースモバイル端末への需要は一段と高まっています。また、MVNOサービスの多様化により、端末と回線を切り離して選択する動きが広がり、リユースモバイル端末との組み合わせによる通信費全体の最適化が進んでいます。こうした環境変化は個人利用の裾野を押し広げるだけでなく、法人にとどまらず、必要十分な性能を備えたリユース端末を選択する動機を高めています。

このような事業環境の中、当社は社名の一部でもある「ReYuu（注）」に表現されるコーポレート・アイデンティティに基づき、モバイル端末を中心とするリユース関連事業を事業の柱として、企業価値の向上を目指しております。

当第4四半期会計期間では、営業利益が26百万円（前年同期は営業損失28百万円）となりました。第3四半期会計期間（営業利益が15百万円（前年同期は営業損失26百万円））に引き続き四半期ベースの営業黒字を達成し、黒字基調が確立しつつあります。この要因は、上半期に実施した棚卸資産の計画的放出により在庫構成の最適化が進み、収益力が底上げされたことにあります。当該施策によって、短期的には採算へ一定の影響を及ぼしましたが、当第3四半期会計期間および当第4四半期会計期間には改善効果が顕在化しました。

当事業年度におきましては、主力であるリユースモバイル端末の販売が堅調に推移し、販売台数・売上高ともに前期比で増加いたしました。新経営体制のもと、販売促進力の強化に加え、国内外における調達ネットワークの拡充を進めたことが、取扱台数の安定確保に寄与しております。さらにグローバル展開においては、大口取引先を中心に調達・販売両面での取引体制構築が進展いたしました。

また当社は2025年7月8日開催の取締役会において、第三者割当による第2回新株予約権の発行を決議いたしました。調達金額は最大3,058百万円であり、在庫調達を中心とする事業運転資金およびM&A等の戦略投資に充当し、既存事業の安定化と新たな収益基盤の確立を図ることを目的としております。

これらの結果、当事業年度における売上高は6,259百万円（前期比32.3%増）、営業損失は163百万円（前期営業損失64百万円）、経常損失は189百万円（前期経常損失79百万円）、当期純損失は225百万円（前期当期純損失86百万円）となりました。

(注) 「ReYuu（リュー）」は、「①『リュー』スの輪を広げる、②選ばれる『理由』がある、③『Re（何度も）』+『Yuu（結う=繋げる）』」という想いを込めた、当社の目指す姿を示すコーポレート・アイデンティティです。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります、経営成績の状況を事業部門別に記載しております。

（リユース関連事業）

当事業年度におけるリユース関連事業は、市場拡大を背景に販売台数・売上高ともに前期比で増加し、引き続き堅調に推移いたしました。2025年1月30日に発足した新経営体制のもと、黒字体質の確立を重点方針に掲げ、販売促進と調達力強化を中心とした各種施策を継続的に推進してまいりました。

国内市場においては、MVNO事業者、携帯販売代理店、小売業者、一般企業向けには、販売・買取・レンタル・商品保証・キッティングを一体化した総合端末サービスを強みとして提供し、既存取引先との取引拡大に加えて新規顧客の開拓も着実に進展いたしました。また、企業からの業務端末の買取を強化したことにより、御経由ではなくエンドユーザーから直接調達する商材が増加し、一台当たりの収益性が向上する調達構造が進展いたしました。

海外市場においては、リユースモバイル流通の中心地である香港・ドバイをはじめとする需要の高い地域で販売ネットワークの拡充を進め、調達・販売の両面で取引体制の整備を加速させております。これにより、為替動向や地域ごとの市場環境を踏まえた販売バランスの柔軟な最適化が可能となり、収益機会の最大化に向けた基盤構築が進展いたしました。

これらの結果、売上高6,140百万円（前年同期4,670百万円）、販売台数は227,360台（前年同期141,278台）となりました。

（その他の事業）

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高119百万円（前年同期61百万円）となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

区分	第37期 (2024年10月期) 前事業年度		第38期 (2025年10月期) 当事業年度		前事業年度比 (%)
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
(1) リユース関連事業	4,670,502	98.7	6,140,098	98.1	131.5
(2) その他の事業	61,488	1.3	119,063	1.9	193.6
売上高合計	4,731,991	100.0	6,259,161	100.0	132.3

（2）設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、63百万円であります。その主なものは、レンタル資産の取得によるものであります。

（3）資金調達の状況

当社は2025年7月に事業運転資金並びにM&Aを含む資本業務提携および子会社株式の取得に関わる費用を資金使途として、第2回新株予約権の発行により43百万円を調達いたしました。また、第1回および第2回新株予約権の一部行使が行われ、684百万円を調達いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

項目	第35期 (2022年10月期)	第36期 (2023年10月期)	第37期 (2024年10月期)	第38期 (2025年10月期) 当事業年度
売上高	1,551,764	4,089,201	4,731,991	6,259,161
経常損失（△）	△127,373	△204,118	△79,890	△189,350
当期純損失（△）	△178,102	△81,005	△86,162	△225,658
1株当たり当期純損失（△）	△31円06銭	△14円14銭	△15円33銭	△40円13銭
総資産	1,572,702	1,917,619	1,887,882	2,268,814
純資産	1,132,669	1,051,961	866,457	1,369,041
1株当たり純資産額	197円69銭	183円56銭	158円95銭	199円30銭

(注) 2022年10月期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月決算となっております。

(5) 重要な親会社の状況

親会社の状況

当社は、当事業年度の期首において株式会社ショーケースを親会社としておりましたが、2025年3月25日に同社による当社株式の一部譲渡が行われたため、同社は当社の親会社に該当しなくなりました。これに伴い同日付で、2024年12月13日付で当社の親会社（株式会社ショーケースの親会社）となったAIフュージョンキャピタルグループ株式会社も、当社の親会社に該当しなくなりました。

なお、当該支配関係の解消に伴い、当社の経営方針、事業運営および財務状況に重要な影響を及ぼす事実はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、リユースモバイル端末を取扱うリユース関連事業を軸として、「①『リュー』スの輪を広げる、②選ばれる『理由』がある、③『Re（何度も）』 + 『Yuu（結う=繋げる）』」という想いを込めた「ReYuu（リュー）」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、半導体供給の正常化が進む一方、為替動向の影響もあり、新品端末の価格は依然として高止まりの状況にあります。こうした環境下で、世代間の性能差が縮小する中、実用性とコストパフォーマンスを重視する消費者が増加しており、手頃な価

格で入手できるリユースモバイル端末への需要は一段と強まっています。また、MVNOサービスの多様化により、端末と回線を切り離して選択する動きが広がり、リユースモバイル端末との組み合わせによる通信費全体の最適化が進んでいます。こうした環境変化は個人利用の裾野を押し広げるだけでなく、法人にとっても、必要十分な性能を備えたリユース端末を選択する動機を高めています。

このような事業環境を踏まえ、当社といたしましては、以下の事項を経営上の重要な課題と認識しております。

① 商品の安定的な調達体制の確保

リユースモバイル端末市場の拡大に対応し、事業成長を持続させるためには、商品の安定的な調達体制の確保が不可欠であると認識しております。調達力のさらなる強化のため、社内体制を整備し、国内・海外を問わず新規仕入先の開拓に注力するとともに、既存パートナー企業との買取連携を強化し、長期的に安定した調達網の構築を目指しております。

さらに、国内外の法人サプライヤーやオークションルートに加え、企業からの業務端末買取を中心としたエンド調達を強化することで、収益性の向上につながる調達構造の構築を進めております。また、海外パートナーとの連携強化を通じて、調達量の拡大と調達先の多様化を図るとともに、市況変動に柔軟に対応できる調達体制の構築を目指してまいります。

② 市場展開と事業基盤の強化

リユースモバイル端末市場でのシェア拡大と収益安定化を実現するため、市場展開と事業基盤の強化に取り組んでおります。

国内市場では、卸販売、買取、レンタル、商品保証、キッティングを組み合わせた総合的な端末サービスを提供し、既存取引先への深耕営業と新規取引先の開拓を進めてまいります。また、単発取引に依存しない収益構造の構築に向け、レンタルや保証等のサービスを通じた継続的な収益機会の拡大にも注力してまいります。

海外市場では、香港や中東地域等を中心に、現地パートナーとの連携を強化し、調達・販売の両面における取引基盤の拡充を進めることで、グローバル取引の拡大を図ってまいります。

個人向けECチャネルでは、マーケティング施策や商品ラインナップの充実により、収益性のさらなる向上を目指しております。

③ DX化と業務効率化の推進

事業規模の拡大に対応するため、DX化と業務効率化を重要課題として位置付けております。

具体的には、商品の入荷から検品、在庫管理、出荷に至るまでの業務プロセスを一元的に管理する体制の整備を進めるとともに、再生・検品業務の効率化に向けたシステム導入や業務フローの見直しを継続してまいります。これにより、処理能力の向上と品質の安定化を両立し、事業成長に耐えうるオペレーション基盤の構築を目指してまいります。

④ 人材戦略の強化

持続的な企業価値の向上に資するため、成長の源泉として、人材の採用と育成を課題として位置づけております。

今後の事業拡大や新たな取り組みを見据え、営業、海外事業、EC、管理部門等を中心に採用体制の強化を進めるとともに、組織としての実行力を高めるための人材育成や評価制度の整備にも取り組んでまいります。多様な人材が能力を発揮できる環境づくりを通じて、事業成長を支える体制の構築を図ってまいります。

⑤ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による調達難等により2022年4月期に営業損失を計上し、その後も継続して営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、これまでの調達ネットワークの拡充や販売力強化の施策を通じて、当社の事業は着実に拡大しており、当事業年度においては売上高6,259百万円（前年同期4,731百万円）となりました。また、上半期に実施した棚卸資産の計画的放出により、安定的な黒字体质が確立されつつあり、当第3四半期会計期間は15百万円、当第4四半期会計期間は26百万円の営業黒字となりました。また、資金面におきましても十分な流動性を確保しております、今後の資金繰りについても安定して推移することが見込まれ、引き続き財務基盤は安定しているものと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(7) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

① リユース関連事業

スマートフォン、タブレット、パソコン等の通信端末機器について、リユース品を中心に売買する事業を展開しております。これらの機器は、サプライヤーからの仕入れや、不要となった機器を消費者や企業から直接買取ることで調達しております。調達した商品は、必要に応じて当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて査定、データ消去、外装クリーニン

グなどの処理を施し、リユースモバイル端末として販売しております。

本事業においては、リユースモバイル端末をMVNO事業者や携帯代理店、卸売業者、小売業者、一般企業、海外市場等へ向けて販売とともに、自社運営サイトおよび外部ECモールにおいて、個人向けのオンライン販売を実施しております。

② その他の事業

通信端末機器のレンタル事業等を行っております。

(8) 主要な事業所（2025年10月31日現在）

事務所

大阪本社

大阪市北区

東京本社

東京都港区

モバイルリファビッシュセンター

大阪市北区

(9) 使用人の状況（2025年10月31日現在）

① 使用人の状況（事業区分別）

事業区分	使用人数（名）
リユース関連事業	26 (11)
管理部門	8 (6)
合計	34 (17)

（注）使用人数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
当事業年度末 34名（17名）	7名増（1名減）	41.6歳 7.14年

（注）使用人数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社 紀陽銀行	336,673千円
株式会社 日本政策金融公庫	300,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2025年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,990,400株（自己株式292,120株含む）
 (注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,248,900株増加しております。
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 3,094名
 (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
SEACastle Singapore PTE. LTD.	1,669,300株	24.92%
株式会社Showcase Capital	500,000	7.46
兼松コミュニケーションズ株式会社	460,000	6.87
楽天証券株式会社共有口	309,300	4.62
株式会社SBI証券	273,125	4.08
三菱UFJ eスマート証券株式会社	193,500	2.89
坂 達 典	172,300	2.57
坂 庭 亮 一	128,500	1.92
GMOクリック証券株式会社	119,800	1.79
松 井 証 券 株 式 会 社	92,400	1.38

- (注) 1. 当社は、自己株式を292,120株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。
 4. 株式会社ショーケースおよび株式会社Showcase Capitalがそれぞれ2025年9月5日付で公衆の総覽に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、両社が2025年9月1日付で株式貸借契約を締結し、実質株主である株式会社ショーケースが株式会社Showcase Capitalに対し500,000株を貸付けたことを確認しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

第2回新株予約権	
発行決議日	2025年7月8日
新株予約権の数	52,070個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,207,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 831円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり57,900円 (1株当たり 579円)
権利行使期間	2025年7月24日から2028年7月23日まで
行使の条件	(1)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (2)各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年10月31日現在)

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	重富崇史	
取締役会長	澤田大輔	株式会社DSG1 代表取締役 ミライドア株式会社 代表取締役会長兼社長 株式会社ショーケース 代表取締役会長 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 代表取締役社長
取締役	金一寿	金一寿公認会計士事務所および金一寿税理士事務所 代表
取締役	永田豊志	Open Bridge Solutions SDN BHD Managing Director
取締役	高橋卓	CXO俱楽部株式会社 代表取締役 CXOコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社Warranty Technology 社外取締役
取締役	村井守	
常勤監査役	茶谷喜晴	
監査役	安倉史典	
監査役	西尾公伸	Authense法律事務所 弁護士統括 株式会社ハンモック 社外監査役

- (注) 1. 取締役村井守は、社外取締役であります。
2. 取締役村井守は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役安倉史典および西尾公伸は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役茶谷喜晴は、過去に当社の経理財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役安倉史典は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役西尾公伸は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役村井守並びに監査役安倉史典および西尾公伸を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 2025年4月30日をもって、取締役平野井順一氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社ショーケースの代表取締役社長、株式会社Showcase Capitalの代表取締役およびラップノード株式会社の監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年7月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分な報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定については、役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金および非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限の付された当社株式を交付し、当該取締役が、継続して、当社の取締役等の地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除することにより、譲渡制限付株式による株式報酬制度を運用することを目的とする。

二. 報酬等の割合に関する方針

報酬は、固定の金銭報酬と役員退職慰労金である金銭報酬および非金銭報酬で構成する。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に按分して月例の固定金銭報酬として支払う。また、退職慰労金は、退職時に金銭報酬とし

て支給する。

へ. 報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬等（非金銭報酬を含む）の額については、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	33,915 (4,965)	33,915 (4,965)	— (—)	— (—)	8名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	10,290 (4,290)	10,290 (4,290)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	44,205 (9,255)	44,205 (9,255)	— (—)	— (—)	12名 (4名)

(注) 1. 上表には、2025年1月30日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名および2025年4月30日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役6名（うち社外取締役1名）および監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

- 2025年1月30日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した無報酬取締役1名につきましては、含んでおりません。
- 当社は、2024年1月30日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に對応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し11,744千円の役員退職慰労金を支給しております。

また、当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、監査役1名に対し6,536千円となっております。

- 使用者兼務取締役の使用者分給与は支給しておりません。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において年額1億4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

また、上記金銭報酬の範囲内で、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、取締役（社外取締役除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2004年7月29日開催の第16期定時株主総会において年額1,500万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 村井守

- ・重要な兼職はありません。

② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 安倉史典

- ・重要な兼職はありません。

監査役 西尾公伸

Authense法律事務所の弁護士統括および株式会社ハンモックの社外監査役であり、同事務所および同社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要	
社外取締役 村井 守	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。企業経営者としておよびガバナンスの見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。
社外監査役 安倉 史典	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 西尾 公伸	2025年1月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(※) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）および各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しております。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、経理財務部門より必要な資料を入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画および四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,205,838	流動負債	466,126
現金及び預金	679,034	買掛金	123,187
売掛金	438,907	短期借入金	200,000
商品	831,844	1年内返済予定の長期借入金	39,996
貯蔵品	6,356	未払金	17,373
短期貸付金	100,000	未払費用	13,385
前払費用	10,300	未払法人税等	12,519
未収入金	30,373	預り金	5,094
未収消費税等	136,668	賞与引当金	4,150
その他の	1,634	その他の	50,419
貸倒引当金	△29,283	固定負債	433,646
固定資産	62,976	長期借入金	396,677
有形固定資産	51,695	長期未払金	6,536
レンタル資産	51,695	退職給付引当金	26,863
投資その他の資産	11,281	資産除去債務	3,569
破産更生債権等	1,001	負債合計	899,773
差入保証金	11,281	純資産の部	
貸倒引当金	△1,001	株主資本	1,334,952
資産合計	2,268,814	資本金	397,231
		資本剰余金	1,429,910
		資本準備金	1,071,751
		その他資本剰余金	358,158
		利益剰余金	△392,825
		その他利益剰余金	△392,825
		繰越利益剰余金	△392,825
		自己株式	△99,362
		新株予約権	34,088
		純資産合計	1,369,041
		負債・純資産合計	2,268,814

損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

単位: 千円

科 目	金	額
売 上 高		6,259,161
売 上 原 価		5,885,941
売 上 総 利 益		373,219
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		537,063
當 業 損 失		163,843
當 業 外 収 益		
受 取 利 息	521	
為 替 差 益	5,178	
そ の 他	829	6,529
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,595	
棚 卸 資 産 除 却 損	11,936	
株 式 交 付 費	2,581	
新 株 予 約 権 発 行 費	7,544	
そ の 他	377	32,035
經 常 損 失		189,350
特 別 利 益		
受 取 賠 償 金	198	198
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	103	
減 損 損 失	2,731	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	29,283	
そ の 他	1,949	34,066
税 引 前 当 期 純 損 失		223,218
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,440	2,440
当 期 純 損 失		225,658

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

ReYuu Japan株式会社

取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	武 本 拓 也
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	高 橋 良 輔
業務執行社員		

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ReYuu Japan株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するためには経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年12月22日

ReYuu Japan株式会社 監査役会

常勤監査役 茶 谷 喜 晴 印
監 査 役 安 倉 史 典 印
監 査 役 西 尾 公 伸 印

(注) 監査役 安倉史典および監査役 西尾公伸は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 目的の追加

当社の今後の事業展開および事業内容拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員としてことで、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(3) 発行可能株式総数の変更

当社の将来の事業拡大に備え、資金調達、インセンティブ制度の運用および戦略的施策を柔軟に実施できる体制を整えるため、発行可能株式総数を12,400,000株から27,960,000株に変更するものです。

(4) 会計監査人の責任免除の追加

会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定および会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. ~14. (条文省略) (新設)	1. ~14. (現行どおり) 15. <u>子会社および関連会社の事業活動</u> に関する運営管理、コンサルタント業務
<u>15.</u> 上記各号に附帯する一切の事業	<u>16.</u> 上記各号に附帯する一切の事業
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 (条文省略)	第4条 (現行どおり)
1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条	第6条
当会社の発行可能株式総数は、 12,400,000株とする。	当会社の発行可能株式総数は、 27,960,000株とする。

現行定款	変更案
第7条～第18条（条文省略） (員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>9名</u> 以内とする。 (新設)	第7条～第18条（現行どおり） (員数) 第19条 当会社の取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> は、 <u>7名</u> 以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、3名とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	(任期) 第21条 取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</u></p>
(新設)	<p><u>第22条</u></p> <p><u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>
2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
第23条（条文省略）	第24条（現行どおり）

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) <u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
<u>第25条</u> (条文省略) (取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	<u>第26条</u> (現行どおり) (取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第28条</u> 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもつて、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
<u>第27条</u> (条文省略) (取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	<u>第29条</u> (現行どおり) (取締役の報酬等) <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
<u>第29条</u> (条文省略) 第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数) <u>第30条</u> <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u>	<u>第31条</u> (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)
<u>(選任方法)</u> <u>第31条</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) <u>第32条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關</u>	(削除) (削除)

現行定款	変更案
<p>する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠の監査役の予選の効力)</p> <p><u>第33条</u></p> <p>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第34条</u></p> <p>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第35条</u></p> <p>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> <u>第38条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第39条</u> <u>監査役の報酬、賞与およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第40条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>(新設)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条</p> <p>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条</p> <p>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>	

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第34条</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<u>第41条～第42条</u> (条文省略)	<p><u>第35条～第36条</u></p> <p><u>(条数繰り上げ、条文は現行どおり)</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第37条</u></p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<u>第43条～第46条</u> (条文省略)	<p><u>第38条～第41条</u></p> <p><u>(条文は現行どおり)</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 <u>当会社は、第38期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、第38期定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお第38期定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	しげ とみ たか ふみ 重富崇史 (1978年12月3日生)	<p>2002年9月 株式会社NOVA 入社</p> <p>2007年1月 株式会社メディックス 入社</p> <p>2007年6月 当社 入社</p> <p>2016年1月 出向 HKNT. CO., LIMITED 董事長</p> <p>2018年5月 当社 執行役員 企画財務本部 経理財務部長</p> <p>2022年7月 当社 上席執行役員 リユース事業推進本部長</p> <p>2023年12月 当社 上席執行役員 営業本部 サプライチェーン統括部長 兼 グローバル営業部長</p> <p>2024年12月 当社 上席執行役員 法人営業統括部長 兼 グローバル営業部長 兼 モバイルリファビッシュセンター統括</p> <p>2025年1月 当社 代表取締役社長（現任）</p>	1,400株

重富崇史氏は、当社のコア事業であるリユース事業を中心に、企画・財務・営業・サプライチェーン領域まで幅広い経験を有し、既存事業の収益拡大や新規需要の創出に継続して貢献してまいりました。また、海外関連会社において董事長を務めるなど、国内外での経営実務にも精通しております。

同氏は現在、代表取締役社長として全社の経営を主導し、企業価値向上に取り組んでおります。

これらの豊富な経験と高い見識に基づく強いリーダーシップは、当社の持続的な成長に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	※ よし だ さち お 吉 田 祥 生 (1985年5月23日生)	<p>2013年3月 株式会社サードウェーブエクスチェンジ（現 株式会社じやんばら）入社</p> <p>2018年1月 リーテック株式会社 入社</p> <p>2022年12月 当社 入社</p> <p>2023年1月 当社 執行役員 LCM営業部長 兼 グローバル営業部長</p> <p>2023年12月 当社 執行役員 営業本部 調達企画営業統括部長 兼 調達企画部長 兼 営業統括部パートナー&法人営業部長</p> <p>2024年12月 当社 執行役員 商品統括部長 兼 調達営業部長 兼 商品部長 兼 モバイルリファビッシュセンター副統括</p> <p>2025年1月 当社 上席執行役員 商品統括部長 兼 調達営業部長 兼 商品部長 兼 モバイルリファビッシュセンター副統括</p> <p>2025年5月 当社 上席執行役員 営業統括部長（現任）</p>	一株
3	※ たに ぐち りょう 谷 口 領 (1982年3月23日生)	<p>吉田祥生氏は、IT機器およびリユース関連事業において、営業、調達、商品企画を中心に豊富な経験を積み、高度かつ幅広い知見を有しております。当社においては、営業・調達・商品統括領域の要職を歴任し、事業の拡大や収益力の向上に貢献してまいりました。</p> <p>同氏は現在、当社の上席執行役員として営業統括部を統括し、全社の営業戦略の推進に取り組んでおります。</p> <p>これらの経験や知見を活かし、当社の持続的な事業成長および企業価値向上に寄与いただける適切な人材であると判断したため、取締役候補者といたしました。</p> <p>2005年4月 KOBE証券株式会社（現 インヴァスト証券株式会社）入社</p> <p>2007年8月 三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社</p> <p>2023年6月 ギークス株式会社 入社</p> <p>2025年1月 W2株式会社 入社</p> <p>2025年9月 当社 入社 企画管理部 部長（現任）</p>	一株

谷口領氏は、証券業界において培った金融商品取引業務や法人営業の豊富な実務経験に加え、複数の金融機関および事業会社でのキャリアを通じて、資本市場に関する高度な知見および経営管理に関する幅広い経験を有しております。これらの知見や経験を活かし、当社の経営戦略の高度化や企業価値向上に寄与いただける適切な人材であると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	※ 川 俣 清 隆 (1991年5月23日生)	2015年3月 株式会社FILLERS 代表取締役（現任） 2021年10月 A.W株式会社 代表取締役（現任） 2025年2月 LSB consult株式会社（現 STAX株式会社） 取締役（現任） 2025年12月 株式会社3rd 執行役員（現任）	一株
川俣清隆氏は、複数の事業会社を設立し、代表取締役として事業の立ち上げおよび成長を主導してきた経営者としての豊富な実績を有しております。また、取締役や執行役員として事業運営および組織マネジメントにも携わり、経営全般に関する幅広い知見を備えております。			
これらの経験を通じて培った経営視点および実行力を活かし、当社の経営に対して有益な助言を行うとともに、企業価値向上に貢献いただける適切な人材であると判断したため、取締役候補者といたしました。			
5	さわ だ だい すけ 澤 田 大 輔 (1976年4月6日生)	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSG1 代表取締役（現任） 2021年10月 紺綬褒章受章 2023年6月 ミライドア株式会社 取締役会長 2023年11月 ミライドア株式会社 代表取締役会長 兼 社長（現任） 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 代表取締役社長（現任） 2024年11月 株式会社河合青果 代表取締役会長（現任） 2025年1月 当社 取締役会長（現任） 2025年3月 株式会社ショーケース 代表取締役会長（現任） 2025年9月 名古屋青果物信用組合 副理事長（現任）	一株
澤田大輔氏は、経営者としての豊富な実績と幅広い見識に加え、ファンド運営会社の経営者として投資戦略や資本効率向上に関する深い知見、出資先企業の経営改善に関する豊富な経験を有しております。これらの知見や経験を活かし、当社の持続的発展に寄与し、さらなる価値創出に貢献いただける適切な人材と判断したため、社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式数
6	※ チョウ チョクハン Chow Cheuk Hang (1984年1月14日生)	2010年4月 AV Concept Limited Finance Manager 2014年1月 Jaarvis Venture Capital Business Development Director 2015年2月 Easy Repay Finance & Investment Limited (現 Wisdomcome Group Holdings Limited) COO 2019年2月 Me2zen Limited (現 Ghost Studio Co., Ltd.) Independent Director/Internal Control 2021年2月 AID Genomics Limited VP of Finance 2023年2月 Inception Growth Acquisition Ltd CEO (現任)		一株
<p>Chow Cheuk Hang氏は、海外企業において、財務責任者、最高執行責任者および最高経営責任者として、財務戦略の立案、事業開発、内部統制の整備および企業成長の推進に携わるなど、経営管理分野における豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。また、ベンチャー・キャピタル関連企業での事業開発責任者や、独立社外的立場での取締役としての経験を通じ、資本政策およびガバナンスに関する高度な知見を備えております。</p> <p>これらの知見および経験を活かし、当社の経営に対する客観的かつ専門的な助言を行うとともに、経営の監督機能の強化および企業価値の向上に貢献いただける適切な人材であると判断したため、社外取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
7	※ まつ もと こう いち (1980年3月26日生)	<p>2003年9月 株式会社AGSコンサルティング 入社</p> <p>2006年1月 新光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社） 入社</p> <p>2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社</p> <p>2014年10月 SMBC日興証券株式会社 入社</p> <p>2017年9月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役（現任）</p> <p>株式会社アッピア 代表取締役（現任）</p> <p>株式会社ギミック 社外監査役（現任）</p> <p>株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 取締役副社長（現任）</p> <p>株式会社ショーケース 取締役（現任）</p> <p>株式会社イーグランド 社外取締役（現任）</p>		一株

松本高一氏は、主に金融機関において投資銀行業務に長く従事し、コーポレートファイナンスやM&A、企業投資、IPOなどの財務戦略に関する知見を培ってきました。その後、株式会社アッピアを自身で設立し、経営全般への幅広いコンサルティング業務も行ってきました。

さらに多くの企業の社外役員を歴任してきており、これらの経験を通して金融戦略、経営戦略のみならず、コーポレートガバナンスに関する豊富な実務経験を有しており、当社の事業の持続的な成長と企業価値の向上に大きく寄与されることが期待されるため、社外取締役候補者といたします。

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 澤田大輔氏、Chow Cheuk Hang氏および松本高一氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 澤田大輔氏、Chow Cheuk Hang氏および松本高一氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. Chow Cheuk Hang氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式数
1	※ 久保 隆 (1954年11月7日生)	<p>1988年4月 大阪弁護士会弁護士登録</p> <p>1988年4月 森田宏法律事務所（現 天満総合法律事務所）入所</p> <p>1994年1月 同事務所 パートナー（現任）</p> <p>2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（現 ミライドア株式会社） 社外取締役（現任）</p> <p>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社ショーケース 取締役（監査等委員）（現任）</p>		
2	※ 八角 大輔 (1982年6月23日生)	<p>2006年4月 株式会社インタートレード 入社</p> <p>2019年10月 株式会社デジタルアセットマーケット 取締役</p> <p>2022年5月 オーケーコイン・ジャパン株式会社 執行役員COO</p> <p>2025年6月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 常務取締役（現任）</p>		

久保隆氏は、弁護士として、コーポレートガバナンス、企業コンプライアンスおよび企業経営に深い造詣を有しております。そのため、法務、コンプライアンス、内部統制システムおよびガバナンス体制を万全とすることで、当社の適切な監査および経営の健全性確保に貢献することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

八角大輔氏は、Fintech領域において長年にわたり事業運営および経営管理に携わり、豊富な実務経験と高度な専門性を有しております。特に、暗号資産等のデジタルアセット関連事業における会社経営や組織運営、コンプライアンス業務管掌等の経験を通じて、企業価値の向上に資する幅広い視点を備えております。これらの知見や経験を活かし、当社の持続的な成長および事業戦略の推進に貢献いただける適切な人材であると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ やぶ た てる あき 薮 田 晃 彰 (1972年9月22日生)	<p>2005年2月 日光水産株式会社 代表取締役会長（現任）</p> <p>2012年1月 静岡エネルギー株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2012年1月 株式会社日本シーサプライ 取締役（現任）</p> <p>2012年3月 マリングロース株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2012年3月 フード株式会社 取締役会長（現任）</p> <p>2012年6月 日光マリン株式会社 代表取締役会長（現任）</p> <p>2016年5月 御前崎船主事業協同組合 代表理事</p> <p>2017年8月 太信水産株式会社 監査役（現任）</p> <p>2018年6月 JFI株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2019年2月 住吉漁業株式会社 取締役会長</p> <p>2019年2月 南洋水産株式会社 取締役会長</p> <p>2021年3月 株式会社ビーヘルス 取締役（現任）</p> <p>2023年2月 株式会社VANSOU 取締役（現任）</p> <p>2025年5月 マリングロースエステート株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2025年6月 株式会社ニチリヨク 社外取締役（現任）</p> <p>2025年12月 株式会社くろしおエクスプレス 監査役（現任）</p>	10,000株

薮田晃彰氏は、水産・食品・エネルギー関連事業を中心に、複数の企業および事業体において代表取締役社長、取締役会長、代表理事等の要職を歴任し、経営者として長年にわたり企業経営に携わってまいりました。また、監査役や社外取締役としての経験も有しております、経営の監督およびガバナンスに関する実務的な知見を備えております。

これらの豊富な経営経験および幅広い業界知識を活かし、当社経営に対して客観的かつ多角的な視点から助言を行うとともに、経営の監督機能の強化および持続的な企業価値向上に貢献いただける適切な人材であると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 久保隆氏、八角大輔氏および薮田晃彰氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 八角大輔氏および薮田晃彰氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、各氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 久保隆氏、八角大輔氏および薮田晃彰氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者の損害賠償金およ

び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

第1号議案、第2号議案および第3号議案が原案のとおり承認可決された場合は、各取締役のスキルおよび経験は、以下のとおりとなる予定です。

役職	氏名	スキルおよび経験											
		経営戦略	企業経営	マーケティング	営業	D X	I C T	関連業界経験	会計	財務	人材開発	人事	ガバナンス
取締役 (社内)	重富 崇史	○	○			○		○	○	○	○		○
	吉田 祥生	○	○			○							○
	谷口 領	○			○			○	○	○	○		○
	川俣 清隆	○	○										○
取締役 (社外)	澤田 大輔	○	○	○						○	○		○
	Chow Cheuk Hang	○		○		○	○	○	○				○
	松本 高一	○	○										○
取締役 (社外監査等委員)	久保 隆	○											○
	八角 大輔	○			○								○
	薮田 晃彰	○	○						○	○	○		○

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任の効力につきましては就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式数
まつ もと こう いち (1980年3月26日生)	<p>2003年9月 株式会社AGSコンサルティング 入社</p> <p>2006年1月 新光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社） 入社</p> <p>2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社</p> <p>2014年10月 SMBC日興証券株式会社 入社</p> <p>2017年9月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役（現任）</p> <p>2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社ギミック 社外監査役（現任）</p> <p>2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 取締役副社長（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社ショーケース 取締役（現任）</p> <p>2025年6月 株式会社イーグランド 社外取締役（現任）</p>		-株

松本高一氏は、主に金融機関において投資銀行業務に長く従事し、コーポレートファイナンスやM&A、企業投資、IPOなどの財務戦略に関する知見を培ってきました。その後、株式会社アッピアを自身で設立し、経営全般への幅広いコンサルティング業務も行ってきました。

さらに多くの企業の社外役員を歴任しております、これらの経験を通して金融戦略、経営戦略のみならず、コーポレートガバナンスに関する豊富な実務経験を有しております、当社の事業の持続的な成長と企業価値の向上に大きく寄与されることが期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 松本高一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松本高一氏は、本総会第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である社外取締役に就任する予定です。
4. 松本高一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、一定額至らない場合を除く）。松本高一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年7月26開催の第19期定時株主総会において、年額1億4千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責や昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して、年額1億4千万円以内とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されると、7名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責や昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されると3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社取締役の金銭報酬の額は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において年額1億4千万円以内と決議しております。

また、上記金銭報酬の範囲内で、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、中長期インセンティブとして、譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）を交付すること、そのために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額30百万円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年10万株以内」とすることにつきご決議いただき、今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象としたRS（以下「本制度」という。）を改めて設定することをお願いするものであります。本制度による報酬は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠であり、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額59百万円以内（うち社外取締役分は9百万円以内）と設定します。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」および本議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は7名（うち社外取締役3名）なります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の11万8千株（うち社外取締役分は1万8千株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったこと、および当社取締役

会が別途定める業績その他の条件を充足したこと（当該条件を定める場合に限ります。）を条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 謙渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 謙渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する謙渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2022年7月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要是事業報告14頁に記載のとおりでありますが、本議案に基づく本謙渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本謙渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本謙渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

また、当社は、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社執行役員に対しても本制度と同様の謙渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（以下「対象取締役」という。）を対象としたRS（以下「本制度」という。）を設定することをお願いするものであります。本制度による報酬は、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠であり、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額11百万円以内と設定します。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」および本議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は3名となります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の2万2千株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付

株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったこと、および当社取締役会が別途定める業績その他の条件を充足したこと（当該条件を定める場合に限ります。）を条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役のいずれの地位からも退任した場合は、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、

当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

第9号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありますRSM清和監査法人につきましては、本総会終結の時をもって任期満了となり退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、会社法第344条に基づき、監査役会が決定しております。

また、監査役会がプログレス監査法人を会計監査人の候補とした理由は、同監査法人より提出を受けた上場会社等監査人登録情報、品質管理レビューの結果説明資料、組織体制に関する説明書類等を確認し、同監査法人が当社の会計監査人として求められる必要な専門性、独立性及び品質管理体制を具备していると判断したことによるものであります。これらの資料に基づき、当社の事業規模及び今後の事業展開に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営を行うことができるることを確認できたことから、総合的に勘案して当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年6月30日現在)

名称	プログレス監査法人	
事務所	主たる事務所 東京都豊島区池袋1-9-11 カーサ池袋209号 その他の事務所 大阪事務所	
沿革	2024年12月 プログレス監査法人設立	
概要	出資金	5,000千円
	構成人員 社員（公認会計士）	6名
	職員（公認会計士）	4名（うち非常勤3名）
	その他	3名（うち非常勤1名）
	合 計	13名（うち非常勤4名）

(注) 当社とプログレス監査法人は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結する予定です。当該契約の内容の概要は、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、会計監査人に対する損害賠償責任の限度としています。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
住友不動産六本木グランドタワー 9 階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C



交通のご案内

地下鉄 東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅直通（西改札口）

※ベルサール六本木とは異なる建物です。ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。